

## 飼養衛生管理基準・特定家畜伝染病防疫指針について

### 1 飼養衛生管理基準の設定

15年11月から16年6月、食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会の下に設置された衛生管理小委員会において、調査審議。

8月30日 審議会より最終答申

9月 9日 家畜伝染病予防法施行規則の一部改正により、規則第21条において10項目からなる飼養衛生管理基準を設定

12月 1日 施行

### 2 特定家畜伝染病防疫指針の作成

#### 口蹄疫

15年12月から16年5月、家畜衛生部会の下に設置された牛豚等疾病小委員会において、調査審議。

11月17日 審議会より最終答申

12月 1日 農林水産大臣名で公表

#### 牛海綿状脳症（BSE）

16年6月、家畜衛生部会の下に設置されたプリオン病小委員会において、調査審議。

11月17日 審議会より最終答申

11月29日 農林水産大臣名で公表

#### 高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）

15年12月から16年10月、家畜衛生部会の下に設置された家きん疾病小委員会において、調査審議。

11月17日 審議会より最終答申

11月18日 農林水産大臣名で公表

### 3 普及啓発の取組

本年度創設された家畜伝染病防疫対応強化事業（事業実施主体：（社）全国家畜畜産物衛生指導協会、都道府県）等により、飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針に係る普及啓発資料を作成し、家畜の飼養者や関係機関に配付するとともに、説明会を実施。